

企業結合(ステップ2)、公表 議決へ—ASBJ

去る8月9日、企業会計基準委員会では第270回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

リース

第60回リース会計専門委員会の検討状況について報告がなされ、審議が行われた。

委員からは、「すべてのリースをオンバランスするという提案には同意できない」といった意見も聞かれたが、「リースの定義を明確する方向で検討しては」との見解も出された。

また、提出するコメントと今後ASBJで検討が行われるIFRSのエンドースメントとの関係について、「たとえばコメントで賛成しておいてエンドースメントするというのはやりづらいのでは」といった意見が出された。この点、事務局は「これから考えていかなければならない」としながらも、参考として、以前EFRAGと議論した際には「コメントとカープアウトとは別の話」との説明があったとの話がなされた。

企業結合(ステップ2)

これまでの議論において、公開草案の提案のいくつかを変更

することとなっている。そのため、公開草案を再度公表する必要性がないかについて審議が行われた。

事務局からは、公開草案からの主な変更点について検討した結果として、「公開草案を再度公表するほどの重要性はない」との考えが示された。委員からは特段の反対意見がなかったため、次回の審議時(9月9日予定)に最終議決が行われる予定。

会計

実務対応報告18号の改正文案、示される—ASBJ、実務対応専門委

企業会計基準委員会は8月7日に第49回、8月20日に第50回の実務対応専門委員会を開催した。

いずれも実務対応報告18号の見直しについて検討された。

修正項目に追加すべき項目

第49回の専門委員会では第48回に引き続き、主に修正項目に追加すべき項目について検討がなされた(本誌2013年8月10日号(No.1355)情報フラスコ参照)。

実務対応報告18号の見直し

第48回、第49回の実務対応専門委員会の検討状況について報告がなされ、審議が行われた。

委員からは、第49回の専門委員会で実務対応報告18号の脚注1の適用範囲について明確化を求める意見が出されたことに関して、「脚注1を修正することで実務に影響が出るのは避けてもらいたい」との声が聞かれた。

また、「経過措置については何か考えているか」との質問が出され、事務局からは「どれだけの企業がどれだけの影響を受けるのかを含めてこれから検討するところ」との回答が示された。

追加すべき項目として検討された主なものは次のとおり。

- ・全部のれん
- ・資本性金融商品(非上場株式)の公正価値測定
- ・減損の戻入れ
- ・耐用年数を確定できない無形資産

これらについては、事務局よりいずれも修正項目へは追加しないことが提案されており、そ

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(火)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(8月分)	① 源泉徴収所得税には復興特別所得税を含む。
9月30日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成25年7月期) 法人税、復興特別法人税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ③ 法人税確定申告(申告期限延長承認法人) 1カ月延長(平成25年6月期) 2カ月延長(平成25年5月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(平成25年7月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告納付(1月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑦ 法人の消費税中間申告納付 直前期年税額4,800万円超(1カ月ごと)7月期を除く 直前期年税額400万円超(3カ月ごと)1、4、10月期	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 (付記) 申告期限延長法人の納付延長期間には利子税が賦課されるので、事業年度終了後2カ月以内である法定期限内に法人税額の見込納付を行う(通則法64①)。 ④～⑤ 消費税の課税期間特例選択届出書による課税期間の変更は課税期間開始日の前日が期限である。したがって、平成25年10月1日開始課税年度から課税期間の特例の適用を受ける場合または取りやめの場合の届出期限は9月末日であり期限の延長はない。 ⑥ 法人の中間申告納付は、直前期年税額の半分が法人税額10万円超、消費税額24万円超の場合である。
(注) 消費税率改正(5%⇒8%)に伴う経過措置について たとえば、平成25年9月30日までの間に締結した工事等の請負契約について、平成26年4月1日以後に譲渡される取引については、旧税率の適用となるので消費税法等の経過措置に留意すること。		

の方向性で固まりそうである。

文案の提示
第50回の専門委員会では、第49回の専門委員会と第270回企業会計基準委員会での検討を踏まえ、具体的な文案が示された。

たとえば、改正文案の「目的」の箇所を時系列に整理し、(平成25年改正時)として次のような文案が追加されている。

(平成25年改正時)
平成18年に本実務対応報告が公表されてから約6年経過し、その間に国際財務報告基準や米国会計基準の改正がなされ、我が国の会計基準との重要な差異が生じている可能性があるため、基準諮問会議より見直しの提言があり、これを踏まえ、所要の改正を行った。

適用時期等
平成26年4月1日以降開始する連結会計年度に係る連結財務

会計

コメントの方向性・文案、検討

—ASBJ、リース会計専門委

企業会計基準委員会は、8月7日に第60回、8月20日に第61回のリース会計専門委員会を開催した。IASB・FASBの改訂公開草案「リース」の質問に

諸表から適用するとしているが、平成26年3月31日以前のものにも適用可能となる予定。なお、経過措置の規定は、影響が少ないとして設けられていない。

脚注1の適用範囲の明確化

第49回専門委員会より、現行の実務対応報告18号の脚注1について、適用範囲を明確化するかどうか検討がなされている。第50回専門委員会では、事務局より、特段の弊害がないため現状のまま明確化をしないことが提案されたが、「読み方次第で判断に迷いが生じやすいため明確化したほうがよい」という意見が多く、専門委員会から聞かれた。

*

次回(9月12日)の専門委員会では、実務対応報告公開草案第39号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(案)」のコメント対応を行う予定である。

対するコメントの方向性および文案の検討が行われた。

第60回専門委員会

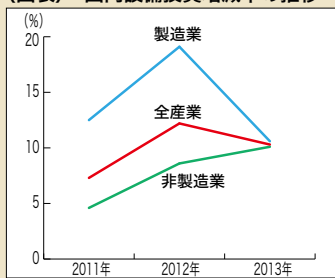
事務局から、質問1〜6に対するコメントの方向性と文案が

米4〜6月期のGDP、前期比年率1.7%成長

米経済は緩やかな回復軌道をたどっている。米商務省が発表した4〜6月期の実質国内総生産(GDP、速報値、季節調整済)は前期比年率換算で1.7%増となった。プラス成長は四半期ベースで9期連続。住宅投資や民間設備投資が牽引役で、個人消費も市場予想を上回る伸びとなり、財政緊縮などの影響をとりあえず吸収した格好。ただ米連邦準備理事会は量的緩和の年内縮小を検討しており、年後半にかけて成長をどこまで持続できるか、注目される。

GDPの中身を見ると、民間住宅投資が13.4%増と2桁の伸びを保ち、好調を維持した。6月の戸建ての新築住宅販売数(季節調整済、年率換算)は49万7,000戸と前月比8.3%増、5年ぶりの高水準となった。住宅価格も5月のS&Pケース・シラー住宅価格指数主要20都市が前年同月比12%上昇した。前期は減少した民間設備投資も、今期は4.6%増に持ち直し、成長率を押し上げた。GDPの約

(図表) 国内設備投資増減率の推移



(出所) 日本政策投資銀行

7割を占める個人消費は1.8%増。前期の2.3%増を下回ったものの比較的安定した伸びを継続。サービス業は振るわなかったが、モノの消費は前期並みの成長を確保した。

今後の焦点は年後半も上向き傾向を維持できるかどうかである。金融緩和後の買替えサイクルが動き出した国内自動車販売は好調だったが、6月の米小売売上高は前期比0.4%増で、自動車関連を除くと伸びはゼロにとどまった。今後、好調な住宅投資がどこまで個人消費を刺激するか、期待される。ただ量的緩和縮小予想から、長期金利が一時急上昇し代表的な住宅ローン金利(30年もの)は7月末現在4.3%。底だった昨年11月から1%上昇しており、「住宅市況に水をさす」との指摘もある。

米商務省の発表によると、1〜3月期のGDP伸び率は1.8%から1.1%に下方修正された。またGDPを巡る約5年ごとの大幅な統計改定で、2012年通年の実質GDPの伸び率は2.8%と従来実績から0.6ポイント上方修正された。経済の実態をより正確に反映させるため、企業の研究開発費などを投資部門に加えたことが要因だ。

日本の国内設備投資、今年度は10.3%増
わが国でも民間設備投資が活発になってきた。日本政策投資銀行の調査によると、2013年度の企業の設備投資計画では全産業の国内設備投資が15兆9,454億円と12年度実績から10.3%増、2年連続で増加する。内訳は製造業が10.6%増、非製造業が10.1%増で、特に非製造業は22年ぶりの2桁増となる。

6%増、非製造業が10.1%増で、特に非製造業は22年ぶりの2桁増となる。

非製造業ではコンビニなどの新規出店、再開発などの不動産開発や物流施設整備などの設備投資が大幅に増加する。非製造業が計画段階で2桁増となるのは1991年度以来22年ぶりだ。消費マインドの改善や消費形態の変化に伴い、商業施設だけでなく物流施設など関連分野への広がりがみられる。製造業の特徴は投資動機として「維持・補修」が過去最高になった点。今回初めて「維持・補修」が「能力増強」を上回り、最大の投資動機になった。設備投資を増加させる理由としては、全体の3割程度の企業が中長期的な期待収益率の改善を挙げた。設備投資は引き続き、キャッシュ・フローの範囲内にとどまる見通しだが、企業の投資環境に対する認識に変化がみられる。

日本の住宅着工、5年ぶりの高水準

国土交通省が発表した今年上期(1〜6月)の新設住宅着工戸数は前年同期比8.6%増の45万1,063戸だった。上期としては5年ぶりの高水準。種類別にみると、持ち家が11.4%増と伸びが目立ち、貸家7.3%増、分譲住宅も8.1%増と堅調だった。住宅ローン金利や住宅価格の先高観が背景にある。また来春に予定される消費増税も住宅取得の動きを後押しした模様。ただ駆け込み需要は年内にも息切れしそうで、来年以降の反動減を懸念する声も広がってきた。

提示され、議論がなされた。

(1) 質問1(リースの識別)

質問1に対しては、借手における契約の構成部分の区分に関する提案に同意しない方向性が示され、「契約の構成部分に観察可能な価額が存在しない場合は、主要な構成部分に基づいて、全体としてリースまたはサービスとして処理」する代案が提案された。

(2) 質問2(借手の会計処理)、質問3(貸手の会計処理)、質問4(リースの分類)

質問2・4については、ASBJとしては「貸手のリースの分類」、「貸手の分類と借手の分類の対称性」、「借手のリースの分類」等と構成し直してコメントすることとしている。

このうち「貸手のリースの分類」については、提案に同意しない方向性が示され、「貸手が保持し続ける残存資産についてその価格のボラティリティが低いかどうかという原則に基づき分類」する代案が提案された。また、「この原則を判断するうえで、この原則を判断するうえで、次のいずれかに該当する場合には、改訂公開草案におけるタイプAに該当すると思われる」とされている。

・原資産と比較して、残存資産に係るリスク便益の程度が相当

程度低い

・流動性のある中古マーケットの存在等により、リース終了時の残存資産の価値のばらつきが相当程度低いことが客観的に明らかである

専門委員からは、「貸手の会計処理を変更するメリットがみえない。現行のIAS17号の規定でよいのではとも思える」などの意見が聞かれた。

第61回専門委員会

第60回の専門委員会で提示されたコメント文案に加筆修正された文案および質問7、8に対するコメント文案が提示され、議論がなされた。なお、文案はコメントレターの様式で整理された。

主な検討事項は次のとおり。

(1) 質問1

質問1に対しては、契約がリースを含むかどうかの判定において実務上困難性が生じる場

合があるとして、この点につき追加的なガイダンスが提供されることが有用であるという旨のコメント文案が追加された。

しかし専門委員からは、「追加的なガイダンスが実務への何らかの縛りになってしまうおそれがある」などの意見が多く聞かれた。

(2) 質問7(経過措置)および質問8(開示)

質問7および質問8については、「将来に向けての適用を検討してほしい」、「開示の重要性を定義しておいたほうがよい」などの意見が専門委員より出された。特に「開示の重要性の定義」に関しては、概念フレームワークの議論のなかで述べていくと事務局より回答があった。

*

次回(9月2日)の専門委員会でコメント文案の検討を終了する予定である。

会計

マクロヘッジ活動の会計、検討始まる

去る8月22日、企業会計基準委員会は、第104回金融商品専門委員会を開催した。

減損

7月開催のIASBとFAS

に対するフィードバックの内容が報告された。

専門委員会でも議論が多くなされた、信用度の「著しい悪化」に基づく金融資産の区分について、ほとんどのコメント提供者は、信用の質が著しく悪化した場合に、全期間の予想損失を認識することを支持した。

ASBJ提案の代替的アプローチについては、IASBスタッフより「IASBの提案と近い」という感想があったよう

マクロヘッジ活動の会計

マクロヘッジ活動の会計に関するIASBの検討状況が事務局より説明された(2013年第3・4四半期に、デイスカッション・ペーパーが公表予定)。現在、金利リスクに関するマクロヘッジ活動の会計方法として、次の特徴を持つポートフォリオ再評価を検討している。

・純額ベースでのヘッジ指定を認める。

国際会計

ASU案「公開事業企業の定義—マスター用語集の改訂、公表」

去る8月7日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「公開事業企業(Public Business Entity)の定義—マス

・貸出や預金などのオフ・ポートフォリオを、ヘッジ対象リスクに関して継続的に再評価し、再評価差額を純損益に認識する。
・ヘッジ対象リスクに関する再評価にあたっては、取引相手の行動に依拠するモデル(コア預金モデル)に基づいて複製されたポートフォリオの再評価を認める。

このようなアプローチのメリットは、次のような点とされる。

・マクロヘッジ行動の成否、ヘッジ対象リスクが純損益で表現される。
・金利収入について、その源泉に基づいた分析が可能になる。
・ヘッジ対象となったポートフォリオを毎期再評価すれば、ヘッジ対象の指定・取消を繰り返す必要がなく、会計実務上の負担が軽減される。

ター用語集の改訂」を公表した。現行の米国基準では、個々のトピックで、特定の企業に原則ではない代替的な取扱いを認めている。特定の企業の決定にあたり使用されることが多い「非公開企業(nonpublic entity)」と「公開企業(public entity)」については複数の定義があり、公開草案では「公開事業企業」の単一の定義を提供している。「公開事業企業」の定義は、新規の会計と報告ガイダンスの適用範囲の決定に使用されるが、現行の要求には影響を与えない。「公開事業企業」は以下のいずれかの規準を満たした事業企業である。

- ・ SECに財務諸表の提出することがSECにより要求される。
- ・ 監督機関に財務諸表を提出することが1934年証券取引所法により要求される。
- ・ 証券の売却または発行の目的で、監督機関に財務諸表を提出することが要求される。
- ・ 証券取引所で取引される制限のない証券を発行している。
- ・ 発行証券について制限がなく、法令の要求により、米国基準の財務諸表の公開を要求される。

また、非営利企業(not-for-profit entities)とトピック960か

らトピック960の従業員給付制度は、「公開事業企業」には含まれない。

「公開事業企業」の定義と現行の「公開企業」の定義とは、現行の「公開企業」の定義は前記の規準のすべてを含んでいないことや公開企業の連結子会社も公開企業とみなされることでの違いがある。

FASBは、第2ステップとして新しい「公開事業企業」の用語を基礎に現行の米国基準を改訂するかどうかを検討する。この公開草案は、現行の米国基準の改訂にあたり「公開事業企業」の用語を使用するまでは最終化

されない。

IFRSでは、(1)公の説明責任を有していない企業、または(2)一般目的で外部の利用者のために財務諸表を発行する企業として、SMEs (small and medium-sized entities)を定義し、その他の企業とは異なる要求をしているSMEsのための別個の基準書を発行している。米国基準では、単一の米国基準の枠組みのなかで、個々のトピックで会計と報告の代替的扱いを提供している。

コメント期限は2013年9月20日である。

税務

西村善嗣・新局長インタビュー

—東京国税局

6月に東京国税局局長に就任した西村善嗣氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

わが国税組織の使命である「適正・公平な賦課徴収の実現」を達成するために、努力していきたい。

今事務年度の重点施策として、まずは改正国税通則法への対応とともに、改正消費税法への対応についても、適切に取り組んでいくこととしている。今

サービスの充実、日本産酒類の輸環境整備等がある。

新たな税務調査手続

改正国税通則法の施行に先立ち、すべての税務署において先行的な取組みを実施するとともに、各種研修等を通じ職員一人ひとりが調査手続の習得に努め、改正法施行後も適正な履行に取り組んでいるところである。今後とも法定化された調査手続を適正に履行し、そのうえでの確な調査を実施していきたい。

国際的租税回避への対応

特に東京局に求められているものに、「BEPS」といわれる国際的な租税回避問題への対応がある。深度ある調査を実施するとともに、租税条約等に基づく情報交換制度等を効果的に活用して、取引の実態解明に努めたい。加えて、平成24年度の税制改正により、来年からは国外財産調書の提出が求められることから、これを活用して国際的な課税逃れに対処していきたい。

消費税率の引上げ

消費税法の改正については、執行機関である国税当局として、消費税率に関する経過措置をはじめとした

改正内容の周知・広報に努めるとともに、消費税の帳簿や価格表示、納付に関する相談についても、適切かつ丁寧に対応していくことが重要である。関係省庁とも連携をしながら、改正消費税法の円滑な実施に向けた体制整備を進めていきたい。

税務CGへの取組み

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は、わが国全体の申告水準の向上の観点から極めて重要である。

新たな取組みとして、これまでの税務CG(コーポレート・ガバナンス)の確認結果に加え、過去の複数回の調査において大口・悪質な不正事項がなく、その他蓄積された情報等を総合的に勘案して調査必要度が低いと判定された法人は、事業再編や特別損失等税務リスクの高い取引について、申告書提出後に自主的に開示してもらい、当局がその処理内容を確認したうえで問題がなく、コーポレート・ガバナンスも問題がないと認められた場合、次年度の調査を省略することとした。

この取組みによって、より調査必要度の高い法人の調査等に重点的に取り組む等、税務行政の効率化を進めていきたい。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年8月7日	特設注意市場銘柄の積極的な活用等に係る有価証券上場規程等の一部改正について	東京証券取引所	虚偽記載または不適正意見等に起因する上場廃止基準の取扱いの明確化、特設注意市場銘柄制度の見直し、有価証券報告書または四半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準の見直し、上場契約違約金の額の見直し等行うもの。2013年8月9日より施行されている。	—
2013年8月21日	内閣府令第52号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令」	金融庁	次世代EDINETのXBRLの表現形式に体裁を揃えるため、株主資本等変動計算書等につき純資産の各項目を縦に並べる様式から横に並べる様式に変更したもの。有価証券報告書については、2013年12月31日以後に終了する事業年度に係るものが適用対象となる。	—

日本の長期金利はなぜ上昇しないのか

金融

日本の長期金利は、新発10年物国債の利回りで、5月に一時0.9%台まで急上昇した後に0.8%台での小動きが続いていたが、8月に入るとさらにレンジを切り下げて0.7%台での推移が続いている。一方で、米国債利回りは5月初めの1.6%を底に8月半ばには2.8%まで急上昇、ユーロ圏ではドイツ国債利回りは同期間で1.2%から1.8%まで上昇基調となっている。

米国債利回りに連動する動きをみせていた日本の長期金利が、5月以降レンジ内からやや低下傾向をみせているのは、なぜだろうか。黒田日銀による金融緩和策で、長期金利低下を狙った長期国債の買入れ拡大と年限長期化の効果がみえ始めたことも一因だが、企業活動が総体的に依然として低迷していることも見落とせない。

たとえば、銀行が積極的に民間企業の企業活動の資金需要に対応するといった状況が、依然として全国的な広がりになっていない。銀行貸出額は、今年になって前年同月比ベースでは確かに増加しつつあるが、一部の大手銀行中心で、地方銀行ではおむ

ね横ばいが続いている。

また4-6月期のGDP成長率が発表され、実質成長率はプラス0.6%（年率2.6%）、GDPデフレーターがプラス0.1%で過去1年間ほとんど横ばいとなった。成長率そのものは、実質、名目ともに3四半期連続のプラスという点が喧伝されているが、需要項目別の寄与度は、家計最終支出、輸出入、公的需要が大きく、民間設備や在庫品へ

夏相場は不振、だが秋相場には期待できる

証券

8月のアメリカ株価は月初をピークに下げ基調に転じたようだが、前回報告したアメリカ株1人勝ちの構造はあっさり崩れた。もともとアメリカに取って代わる市場は出現せず、世界の株式市場はミニ同時株安（欧州市場は横ばいの感じ）になったようにみえる。

この理由は依然QE3の行方をめぐる思惑が収れんしないことにある。バーナンキ米FRB議長がQE3縮小の観測気球を打ち上げてから3カ月、縮小の

の投資は依然として低迷している。企業の資金需要が低迷すれば、当然長期金利も低下傾向となる。

したがって、現在議論が盛んな消費税増税についても、法人税の税率引下げとセットで考えるのは、経済政策としても的を射たものといえるが、政府・与党内にも反対論があり実現可能性は不透明だ。

現在与党中心に進められている投資減税なども一考の価値はあるが、民間の投資活動を活発にするため、金融だけに頼らないアベノミクスが目玉政策がいつそう求められる状況になってきた。

だが秋相場に

米株価の下落はドル安円高を招くから日本株価が上がるはずがない。8月の株式市場は日米ともにサマリーラードどころか、夏枯れになってしまった。だが、8月の動きは決して失望するほどのものではなく、むしろ秋以降の株価リバウンドにつながっていくと考えてよい。

米FRBは9月中旬のFOMC（連邦公開市場委員会）でQE3縮小の時期をはっきりさせ、憶測の余地をなくすと考えられるからである。縮小の実施時期は9月、12月のいずれであつてもFRBが態度を明確にすることがポイントである。

そうならば、おそらく円安基調がはつきりし、日本株価もはつきりと立ち直ってくるだろう。日米同時株高が世界の株価回復、上昇をリードしていくことになる。

もともと日本独自の問題として、アベノミクスの行方に細心の注意を払う必要がある。特に消費税増税、消費税率引上げが目先の大きな問題になってきた。以前は問題なく10月頃に引上げの最終決断がなされると考えられたが、決断の前提条件となる4-6月期のGDP成長率が微妙な水準にとどまったことが波紋を広げている。安倍首相は首尾よく決断することができののか、日々緊張が高まっている。

約70年ぶりに監査報告書に大きな変更を加える公開草案、公表—PCAOB

去る8月13日、米国公開会社会計監視委員会 (Public Company Accounting Oversight Board) (以下、「PCAOB」という) は、2つの新監査基準の公開草案を公表した。

PCAOBは、会計事務所の監督だけでなく、米国の上場企業の監査基準の作成の権限を有している。米国の上場企業の監査のための監査基準 (PCAOB 監査基準) は、AICPA が作成した監査基準を基礎とした基準 (AU セクション) と PCAOB が作成した監査基準から構成されている。

公開草案は、「無限定適正意見を表明する場合の監査報告書」と「監査済み財務諸表の報告とその他の情報に関する監査人の責任」の2つの新監査基準と、その他の関連する PCAOB 監査基準の改訂を含んでいる。

公表の経緯

監査報告書に関しては、1940年代から大きな変更は行われなかったが、財務諸表の利用者は、財務諸表が適正であるかどうかを明確に示す現在の

モデル (pass/fail model) は有用としても、監査報告書で提供される情報では十分ではないことを指摘していた。このため、PCAOB は、2011年6月に監査報告書に関するコンセプト・リリースを公表し、関係者からのコメントを求めている。

この公開草案は、3年に及ぶ関係者との会合やコメントを基礎に作成された。

概要

公開草案の主要な概要は次のとおりである。

- ・重要な監査事項 (critical audit matters) についての記述 (図表1は例示) を監査報告書に含める。
- ・監査人の独立性、監査人の期間 (監査人が監査人としてサービスの提供を開始した年) を監査報告書で示す。
- ・財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについての監査を実施する旨の監査報告書の記載に誤謬が不正かを問わず (whether due to error or fraud) を追加する。

(図表1) 「重要な監査事項」に関する監査報告書の抜粋 (例示)

重要な監査事項

PCAOB 監査基準は、我々に監査報告書で当年度の財務諸表の監査に関する重要な監査事項を伝達すること、または重要な監査事項がないと決定したことを述べることを要求している。重要な監査事項は、(1) 我々の最も難しい、主観的な、または複雑な判断を含む、(2) 我々が十分に適切な証拠を入手することを最も困難にさせる、または (3) 我々が財務諸表に関する意見を形成することを最も困難にさせる監査中に対処した事項である。以下の伝達した重要な監査事項は財務諸表全体として、我々の監査意見を変更させるものではない。(重要な監査事項を示す)

・継続企業の継続能力に重大な疑義がある場合、過去の財務諸表の重要な記載誤りを修正する場合には、現行でも監査報告書で説明文または説明パラグラフを含めることを要求しているが、公開草案では、説明パラグラフを含めるべきいくつかの追加の例を提供している。

・その他の情報に関する監査人の責任 (図表2は例示) については、監査報告書で示す (現行では、その他の情報について、財務諸表の情報との重要な不整合がないかどうかの検討を監査人に要求しているが、報告の要求はない)。

公開草案は、SEC による承認を条件として、2015年12月15日以降開始年度の財務諸表監査に適用される予定である。コメント期限は2013年12月11日である。

(図表2) 「その他の情報に関する監査人の責任」に関する監査報告書の抜粋 (例示)

その他の情報に関する監査人の責任

PCAOB 監査基準に従った会社の財務諸表の監査に追加して、我々は20X2年12月31日の財務諸表とそれらの財務諸表の監査報告書を含んだSECに提出した年次報告書 (様式XX) に含まれるその他の情報について財務諸表との重要な不整合、事実の記載誤り、またはその双方があるかどうかを評価した。我々の評価は入手した関連する監査証拠を基礎にしておらず、監査中に結論に到達した。我々は、その他の情報を監査しておらず、その他の情報についての意見を表明しない。我々の評価に基づき、我々はその他の情報に重要な不整合と重要な事実の記載誤りを識別しなかった。

IAASBの動向

また、去る7月26日に、国際監査基準 (International Standards on Auditing) を作成している国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB)) は、監査報告書の内容を変更する公開草案を発行した。詳細な内容は PCAOB の公開草案とは異なるが、既存の監査報告書に記載内容を追加することでは同じ方向である。